本号で公布された法令のあらまし

◇地域再生法の一部を改正する法律（法律第三〇号）（内閣府本府）

1　地域再生計画の記載事項の追加等（第五条第四項関係）

㈠　地域再生計画に記載することができる事項に、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関するものを追加することとした。

⑴　就業の機会の創出等に資する事業（⑵に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

イ　結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業

ロ　移住及び定住の促進に資する事業

ハ　地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業

ニ　観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

⑵　地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

イ　道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

ロ　下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業

ハ　港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

㈡　地域再生計画に記載することができる事項に、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって㈠の⑴又は⑵に掲げるもののうち、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの（以下「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。）に関するものを追加することとした。

㈢　地域再生計画に記載することができる事項に、生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関するものを追加することとした。

2　まち・ひと・しごと創生交付金の交付等（第一三条関係）

㈠　1の㈠の事項が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、1の㈠の事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、まち・ひと・しごと創生交付金を交付することができることとした。

㈡　まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に要する費用については、道路法、土地改良法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないこととした。

㈢　まち・ひと・しごと創生交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従って内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣が行うこととした。

3　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（第一三条の二関係）

1の㈡の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、法人が、認定地方公共団体に対し、当該認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があることとした。

4　生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第一七条の一四～第一七条の二五関係）

㈠　1の㈢の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合において、認定を受けた市町村は、地域再生協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができることとし、当該計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域及び中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載することとした。

㈡　地域再生推進法人は、市町村に対し、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案をすることができることとし、市町村は当該提案に対する採否の判断等を行わなければならないこととした。

㈢　市町村、都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター連合及びシルバー人材センターは生涯活躍のまち形成事業計画に記載された市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。

㈣　市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関等との連携協力体制の整備に努めなければならないこととした。

㈤　生涯活躍のまち形成地域において行われる介護サービス等を行う事業の実施主体等に関する事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載し、都道府県知事等の同意を得た場合等においては、当該介護サービス等を行う事業に係る指定があったこととみなす等の措置を講ずることとした。

5　地域再生の推進を図る活動を行うことを目的とする会社を地域再生推進法人として指定する際に求められる政令で定める要件を、削除することとした。（第一九条関係）

6　罰則について所要の規定を設けることとした。（第三八条～第四一条関係）

7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（総務省）

1　別表第三に規定する学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に幼保連携型認定こども園を追加することとした。（別表第三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地域再生法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（内閣府本府）

1　地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設について、次のように定めることとした。（第三条関係）

㈠　法第五条第四項第一号ロ⑴の政令で定める道路、農道又は林道は、市町村道、広域農道又は林道とすることとした。

㈡　法第五条第四項第一号ロ⑵の政令で定める下水道、集落排水施設又は浄化槽は、公共下水道、集落排水施設（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限る。）又は浄化槽とすることとした。

㈢　法第五条第四項第一号ロ⑶の政令で定める港湾施設及び漁港施設は、地方港湾の港湾施設及び第一種漁港又は第二種漁港の漁港施設とすることとした。